

令和4年7月1日以降に入札公告する「工事」について 最低制限価格率を見直します

神奈川県が発注する工事については、品質確保等の観点から、最低制限価格を設定しています。

今回、県内中小建設業者の一層の経営の安定化を図り、担い手の育成・確保につなげるため、最低制限価格率を見直します。

見直し内容

- 土木工事、建築工事及び水道工事において、
「一般管理費等」の算入率を引き上げる
(0.65 → 0.68)

《《《 注 意 》》》

▼ 土木工事、建築工事及び水道工事の最低制限価格率の算定式は、それぞれで異なりますのでご注意ください。

▼ 最低制限価格制度の詳細については、
県のホームページの下記 URL で確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>



▼ 工事の最低制限価格率算出の具体式については、
県のホームページの下記 URL で確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201583.html>

